

釈文の訂正と追加

新潟・駒首潟遺跡（第二九号）

7 木簡の釈文・内容

駒首湯遺跡出土木簡については、本誌第一九号で一点の報告を行なつたが、その後に判明した二点について追加報告する。二点とも前回報告の木簡と同じ旧河川から出土した。

3	2	1
所在地	新潟市江南区亀田早通字川根	
調査期間	二〇〇六年（平18）七月～二月	

調査期間

二〇〇六年（平18）七月一～二月

卷之二

新潟市教育委員会（新潟市埋蔵文化財七〇六一）

卷之三

集落跡

6 遺跡の年代 古墳時代後期～平安時代

卷之三

古墳時代後期

〔高力〕

下
力

田朝臣

家力

諸王臣資人諸王臣資人資資

〔家カ〕資費 〔費カ〕鄉高隻

100

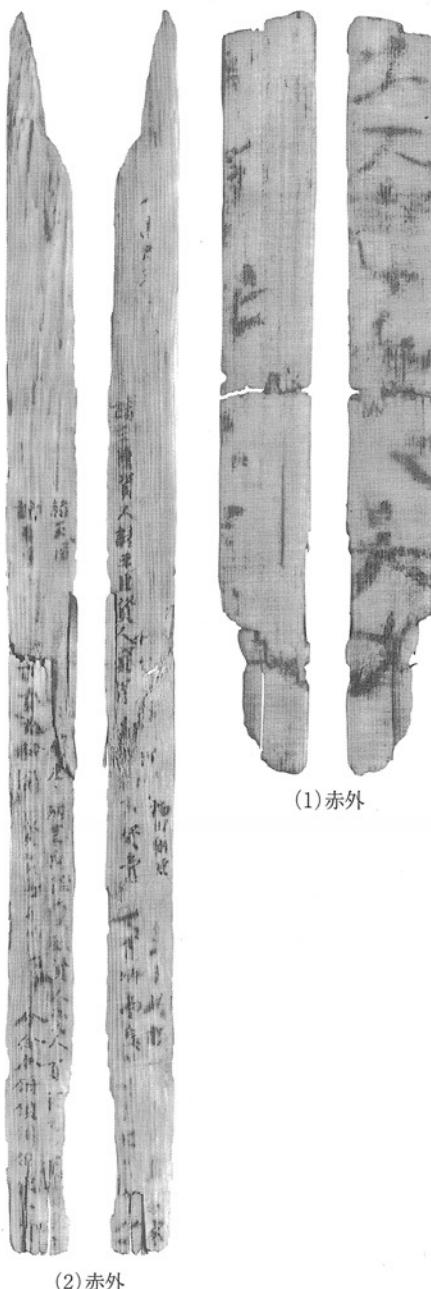
諸王臣資人□□□□庄大納言阿倍大夫殿資人資人百□乙□下次田連□
諸王臣資人□□□□□□□□資資子□□子□介□□領領領領□三□□

828×49×13 065

(1)は、左辺は原形をとどめるが、上下両端及び右辺は欠損している。表面は「大」を繰り返し記した習書。裏面は表面と天地を逆にして文字が書かれるが、欠損のため判読できない。

(2)は、上端を左侧から削り鋭く尖らせている。厚さは右辺で一二mm、左辺で五mmで、断面は不定形である。何らかの部材に文字を記しているようである。また、木簡の中ほどで折れている。

「諸王臣資人」や「資」「領」などの文字を繰り返し書いており、習書木簡と考えられる。資人に関する何らかの文書の下書きである



うか。養老軍防令48帳内条では、越後国からの資人の任用は禁止されていた。しかし、「続日本紀」神亀五年（七二八）三月甲子条では、越後国は位分資人の任用禁止地域とされておらず、早い段階から資人の任用が行なわれていたようである。裏面一行目の「大納言安倍大夫殿」は、伴出した土器の年代観（九世紀後半）から、安倍朝臣安仁（天安元年（八五七）四月任、貞觀元年（八五九）四月薨）をさすと考へられる。

（相沢央〈新潟市歴史文化課〉）